

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会 第130回定例会・会議録

日 時 平成26年4月9日(水) 18:30～21:20
場 所 柏崎原子力広報センター 2F研修室
出席委員 浅賀、新野、川口、桑原、佐藤、三宮、高桑、高橋(武)、高橋(優)、
竹内、武本(和)、武本(昌)、千原、徳永、内藤、中原、前田、吉野
以上 18名
欠席委員 石坂、渡辺
以上 2名
(敬称略、五十音順)

その他出席者 原子力規制委員会 原子力規制庁
柏崎刈羽原子力規制事務所 内藤所長 山崎原子力防災専門官
北村原子力防災専門官
資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所 橋場所長
新潟県 井内原子力安全対策課長補佐 田邊係長 今井主任
柏崎市 小黒防災・原子力課長 関矢課長代理 村山主任
若月主任 樋口主査
刈羽村 太田総務課長 室星主幹 山崎主任
東京電力(株) 横村所長 長野副所長 嶋田副所長
新井原子力安全センター所長
西田リスクコミュニケーター
室星防災安全部長
杉山地域共生総括GM
中林地域共生総括G
山本地域共生総括G
(本店) 五十嵐原子力運営管理部長
傅田リスクコミュニケーター
ライター 吉川
柏崎原子力広報センター 須田業務執行理事 石黒主事
柴野職員 品田職員

◎事務局

時間になりますので始めさせていただきます。お疲れさまでございます。始まります前にお配りしました資料の確認をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

まず最初、3月の定例会で配布しました、原子力規制庁、新潟県、柏崎市、刈羽村、東京電力の原子力防災についての資料をお持ちいただくことになっておりましたがよろしいでしょうか。

若干の予備を事務局で用意しておりますので持参されておられない方はお申し出お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは最初に委員さんに配布しております小さい紙で「質問、意見等をお寄せください」をお配りしてあります。また地域の会事務局資料で、地域の会意見交換会概要であります。委員さんのみに配布させていただきました。よろしく願いいたします。次であります。「柏崎刈羽発電所の透明性を確保する地域の会第130回定例会次第」であります。次に地域の会事務局資料「委員質問意見等」であります。次に原子力規制庁「地域の会第130回定例会資料」であります。同じく資料1「前回定例会以降の原子力規制庁の動き」であります。次に資料2「原子力規制庁の主な対応3月5日以降」であります。次に「放射線モニタリング情報」資料3になります。次に資料4、同じく柏崎刈羽原子力規制事務所「委員ご質問への回答」であります。次に平成26年4月9日内閣府大臣官房原子力災害対策担当室の資料であります。「原子力規制委員会と原子力体制について」、「原子力災害対策指針について」であります。次に資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所「前回定例会以降の主な動き」であります。次に新潟県防災局原子力安全対策課「前回定例会以降の行政の動き」になります。

次に、柏崎市「前回定例会、委員ご質問への回答」であります。次に東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所「第130回地域の会定例会資料」であります。同じく東京電力株式会社福島第一原子力発電所1から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ進捗状況概要版」であります。同じく東京電力株式会社「委員ご質問への回答」であります。

以上でございますが揃っておりますでしょうか。不足などございましたら事務局へお申し出ください。

事務局からお願いをさせていただきます。携帯電話はスイッチをお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。傍聴の方、プレスの方で録音される場合は、チャンネル4のグループ以外をお使いいただき、自席でお願いいたします。また報道関係、取材につきましても会の進行の妨げとならないようご配慮をお願いいたします。委員の皆さまとオブザーバーの方はマイクをお使いになるときはスイッチをオンとオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、第130回定例会を開催させていただきます。会長さんから進行をお願いいたします。

◎新野議長

はい、こんばんは。130回の定例会をこれから開かせていただきます。私どもにとってはちょうど4月末が年度末になりまして、来月からがまた新しい年度が

スタートという時期になっています。

先月、皆さんにもご承知おきいただいていると思うのですが、久しぶりで意見交換会というものをさせていただきました。委員だけで意見を交換するというので、日が限定でしたので、今20名で活動していますが、半分のちょうど10名が参加しました。

冒頭で少しお話しさせていただくと、テーマのない意見交換でしたので、10人分の貴重なご意見がたくさん出されました。やはり11年目の活動が終わるにあたりまして、当然こういうような意見が出るだろうなというような、かなり厚みのある意見が出されたと感じております。

結論めいたことはもともと出にくい会ですけれど、必要もある内容も少し先送りをして、しばらく皆で議論して、参加できなかった方々のご意見もまた踏まえながら、こういうのは時々やるほうが好ましいというのが大勢でしたので、また近いうちに委員同士の忌憚のない意見交換会を開く予定にしています。

その中で私どもは今任期途中にありまして、2年任期の中間なのですが、来年また新しい任期を迎えますので、それに対してと、会のあり方ということで、10年過ぎた会が如何にあるべきかということも踏まえて少し広めの議論をする必要があるだろうという意見の中で、運営委員だけで議論すべきでもないだろうということ、これはこれで切り分けて数人の方に担当になっていただいて良い提案をいただきながら一般委員さんと会話を続けられるといいなというふうになっています。

それから長岡技科大さんとはここ数年いろんな形で5、6年おつきあいがあるんですが、昨年から会としてあちらの大学院生のカリキュラムの中にひとつ入って、私どもも勉強させていただきながら、そういう経過を辿っているのですが、今年もまた依頼がありました。

一般委員さんにどうだろうということ、非常に関心を寄せていただきましたので、あちらの大学院生のカリキュラムにのるというのも受けますけれど、今年は新たに私どもへ、あちらの頭脳提供をお願いしましたところ快く引き受けてくださいましたので、前半の拡大勉強会をぜひ広い意味のシステム工学のような考え方が、私たちのような日常生活に入ってくると例えばどうなるんだろうというような、少しわかりやすい考え方のところでご説明やご教授いただければいいかなと思っています。これもまた運営委員会で詰めながら拡大勉強会で一般市民の方向けの勉強会にもなるように計画をしたいと思っています。

それと私が関わっていましたが放射性廃棄物ワーキングの中間取りまとめが、今、パブコメの間に入っていますのでそれも3月29日に、皆さんにこういうことが行なわれているということで、地域の会では取りまとめませんが関心のある方はそれぞれがご意見を述べるなり、一読していただければということでご報告いたしました。

続きまして、定例の前回からの動きに移らせていただきます。東京電力さんお願いいたします。

◎長野副所長（東京電力）

それでは、お手元の資料のほうをご覧いただきたいと思います。東京電力長野からご報告をいたします。

まず不適合関係でございますが、公表区分のⅢが1件ございました。内容のほうです

が、建設中の補助ボイラー設備での水の漏えい及び給水タンクの損傷でございます。1枚めくっていただいて、2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。2ページが概要、3ページが発生場所ということになります。

まず、この設備の機能でございますが、プラントの起動時ですとか停止時にも利用する設備であります。主に1号機から4号機の暖房用で使用をしているものでございます。したがって放射性物質を含まない水や蒸気を扱っている設備でございます。

発生状況でございますが2ページにございますが、試運転中に給水タンク等の水位の異常を示す警報が発生し現場確認した結果、水の漏えい、給水タンクの損傷を確認したものです。4ページに写真がありますのでご覧ください。上の写真が2階にある損傷したタンクです。直径が約3m、高さが約3m、ステンレス製の厚さ4mmの円筒形のタンクです。

下の写真がタンクと配管でつながっている地下1階の水漏れ状況の写真となります。室内に漏れた水の量は約48tと大量でございます。

原因でございますが調査中でございますが、水漏れについてはタンクに水が入りすぎてオーバーフローして配管から漏れ出した。タンクの損傷は何らかの要因で内部が負圧となりボコッと内側にへこんだというふうに推定しております。今後調査を継続し原因をつきとめ再発防止を図ってまいります。

次に発電所に関わる情報です。8ページをご覧ください。地質、地質構造の追加調査の関係でございます。ボーリング等の調査箇所が固まったことからお知らせをしております。準備の整った場所から随時作業を開始しているところでございます。尚、運営委員会で、各調査地点でその地域の皆さんに回覧している資料の配布要望をいただいておりますが、この資料と同じ内容となりますので本資料をご確認いただければと思います。

次に13ページをご覧いただきたいと思います。今年度の使用済み燃料等の輸送計画についてお知らせをしております。計画の内容はこちらに記載したとおりでございます。

次に会社全体の動きとなりますが、25ページをご覧いただきたいと思います。福島への責任を全うするために今後3年間、当社が重点的に取り組むべきことをまとめたアクションプランを公表しております。28ページに具体的な目標、29ページ以降に具体的な取り組み内容を記載しております。資料がたくさんになりますがぜひあとでご一読いただければというふうに思います。

次に福島第一関係の報告並びに委員ご質問への回答です。ページちょっと戻っていただいて20ページをご覧いただきたいと思います。福島第一構内で協力企業の方が亡くなられる人身災害がございました。こちらについては本店の原子力運営管理部長の五十嵐から説明をいたします。

そのあと引き続いて福島状況について傅田から報告いたします。

◎五十嵐原子力運営管理部長（東京電力）

東京電力本店の五十嵐でございます。20ページ、21ページにわたりまして福島第一の死亡事故のご報告をご説明させていただきます。

冒頭ご説明の前に、今回の死亡事故におきまして亡くなられた方にはまず心からご冥福をお祈り申し上げます。それとともにご家族の皆さまには本当に心からお悔やみを申し上げます。上げたいというふうに思っております。

また当社といたしましては今回の発生原因について、十分に深掘りをして調査をする
とともに再発防止にしっかりと努めて参りたいと思います。本当に皆さまにはご心配お
かけしましたことを本当にお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

早速ご説明に入ります。20ページに概要が書いてございますが、発生いたしました
のは先月3月28日金曜日の午後でございました。場所は福島第一構内の固体廃棄物貯
蔵庫にある空コンテナを置いている倉庫でございましてその下をはつり作業をしていた
方が土砂の下敷きになってお亡くなりになったというものでございます。

21ページをご覧ください。発生状況について簡単にご説明をさせていただきます。
発生しました場所はこの配地図に書いてございまして、1号機と5号機のちょうど
中間の高台にあるところとございまして、先ほど申し上げました空コンテナの倉庫の下
でございました。

左下のところでその倉庫が写真のほうの一部右肩に写ってございますがその下を約
4名、監視員を含めると5名でございましたが、こういうかたちで潜り込んで土を出
す人間、潜り込んで下ではつっている人間と、こういう体制で当日は作業を進めてござ
いました。

この左下の状況を横から見た図が右上の災害発生状況推定の断面図でございます。今
回お亡くなりになられた方は、小型の破砕機、青い部分でございましてそれを使いまし
て土及びそこに見えてございますコンクリートに主に破砕をしようとしておりまして
今回被災された状況でございます。

下の方にその作業をする前の状態と実際コンクリートの塊と土砂が落ちてしまった
あとの状態を左右並べてございます。

均しコンクリートといわれます基礎の下にございますコンクリートを破砕しようとし
ておりまして、均しコンクリートの塊が崩落してしまったという状況でございます。

現在、詳細な調査は警察さん、労基さんを中心に進めてございまして私ども全面的に
協力しながらしっかり、私どもとしても原因を調査して進めて参りたいというふうにし
てございます。現在の発生状況についてご報告をさせていただきました。以上です。

◎傅田リスクコミュニケーター（東京電力）

次に同じく東京電力の傅田から福島第一の1、4号機のロードマップの進捗状況につ
きまして、いつものようにA3横長の概要版と上に書かれた資料を使って説明をさせて
いただきます。

まず一番上のところで、1、3号機の原子炉压力容器の底部温度、格納容器の基礎部
の温度は至近でも15度から約35度の範囲で推移してございます。こちらについては
特段の特記事項はございません。

次にその下でございまして、4号機の使用済み燃料プールからの燃料取り出しにつ
きましてですが、そこに3月26日時点で使用済み燃料528体、未照射燃料22体が移送
されたという実績がございまして、今週の月曜日の時点では使用済み燃料がもうちょっと
増えておりまして、572体輸送してございます。

上の、右の少し下のところに、4号機の使用済み燃料についてのプール内の瓦礫の撤去
が完了したということについて記載がございまして、これは瓦礫についてはすべて完了い
たしましたということですが燃料取り出しについては引き続き14年末の完了を目指

して仕上げを進めてまいります。

これに関連いたしまして、3月26日に燃料輸送容器の移動に使用しているクレーンにつきまして、サイドブレーキをかけたまま数m走行させたことが原因で自動停止するという事象が発生してございます。こちらにつきましては、現場の注意掲示ですとか教育、点検表の改善、こういった再発防止の措置を講じたうえで3月30日に作業を復旧させてございます。

また、4号機のプールの件で関連いたしまして前回ご質問をいただいておりますのでよろしかったら違う資料で恐縮ですが、委員ご質問への回答という資料をご覧ください。

前回、Qと書いてございますとおり、4号の使用済燃料移動に従事する方の作業終了までの予想被ばく線量が32ミリシーベルトとの報道があったという件につきまして、そこに書いてございますご質問をいただいております。

回答といたしましては、まず32ミリシーベルトというのは4号機から燃料の取り出しを完了するまでに作業員の方が被ばくする線量の最大値を予想したものです。

具体的には輸送容器に燃料を詰めて取り出し、共用プールまで持っていく作業全部で約70回程度実施する必要がありますが、これについて14回目まで実施した時点で、この作業に従事した中で、キャスクの取扱作業に従事した中で最大の被ばく線量であった方の被ばく線量が6.4ミリシーベルトであったことから、下に書いてありますような式で6.4ミリシーベルトの被ばくまでが14回ということで70回までを予想したという線量がそこに書いてございます。4号機燃料取り出し全作業を通じた作業員一人当たり最大累積被ばく線量として32mSvを算出。これを2月27日に予想値として公表したものです。

なお、そこにも書いてございますが、現在作業員の被ばく線量低減に向けて取り組んでおります。

次のページです。一枚めくっていただいて、この参考と書いています図のところを見ていただくとわかるんですが、鉛の板ですとかタングステンの板ですとか鉄の板ですとか、こういったものを新たに設置して遮蔽するですとか、こういった作業の方の被ばく線量を低減する作業というのを現在取り組んでございます。

その結果、4号機の取り出しの開始初期と比較しますと作業員の平均被ばく線量というのは半分程度まで低減されておまして、全作業を通じた最大被ばく線量に関する予想値についても引き下げの方向で3月27日に26mSvという予想値を公表してございます。

一方、以前に私どもでお示した0.2mSv/hという値は、作業を計画する際、現場における1時間あたりの被ばく量として計画上想定する値としてです。またその際、燃料取扱機上の雰囲気線量率は0.1mSv/h程度とご説明いたしました。こちらは、以前にお示した数字ですが、これは作業員の被ばく線量ではなくて現場の線量率でございます。

なお、裏面に書いてございますが、今後も放射線業務従事者の被ばく線量の限度である1年で50mSv、5年で100mSvはもちろんです、それに対して被ばく線量の高い作業に特定の人員が集中し続けられないよう管理していきますと共に、更なる線量低減に取り組んでまいります。これにつきましては以上です。

そうしましたら元の資料に戻っていただきまして、次に右下のところですが、多核種除去設備についてです。

こちらについては、運転中であったところ3月18日にB系統の出口水の放射性物質濃度が上昇したため全系統を停止いたしました。調査の結果、B系統の前処理のフィルタを通り抜けたストロンチウムが時間をかけて出口まで到達していったことによって濃度があがったものと考えております。現在、前処理フィルタに不具合が発生した原因について引き続き調査中でございます。

また健全であったA、C系については、3月24日に移送配管の浄化を目的とした処理を再開してございましたが、A系についてはそこに記載のとおり前処理フィルタを通ったあとの放射性物質吸着塔入口水が白濁しているということを確認したため、念のため循環運転に切り替え、その後同日停止してございます。

こちらについても現在原因を調査してございます。C系については現在処理を継続してございます。

次がその他です。左の下のほうに記載されていますように、1号機において除染装置の実証試験を実施しており、吸引除染によるβ線の線量率低下、その後ブラスト除染によって塗装表面が削れることを確認してございます。

また、時計回りに一番左上に戻っていただきますと、凍土壁について記載ございますが、こちらについては3月14日に凍結試験を開始してございます。

最後に、この資料にはございませんけれど地下水バイパスにつきまして報道等にもありますのでご存知の方も多いたと思いますが、今月に入りまして福島県漁連様、全漁連様から容認する旨のお話をいただいております。

本日発電所におきましては、水の汲み上げを開始してございまして、今後水質の確認のための分析を実施してまいる予定でございます。私からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。規制庁さんお願いいたします。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁内藤です。お願いいたします。

資料1と資料2と用意してございますが、まず資料1から。

前回以降の動きでございます。

原子力規制委員会の定例会でございますけれども3月5日でございますが、放射線審議会の委員の選任を行いました。選任についての基本的な考え方について議論を行って了承しております。その考え方に基きまして3月13日の定例会において任命をする方を決めたいと事務手続きをしてございます。

その結果として、4月4日金曜日に放射線審議会が新たなメンバーで127回ということですが、これトータルで127回ということで、新しいメンバーの第1回というのが開催されたという状況でございます。

あとは、新規制基準適合性審査の状況でございますけれども、もうすでに報道等でもかなり流れておりますので、ご存知かとは思いますが、川内の1、2号については基準地震動と津波関係のものがほぼセットできそうであるということと、そのほかのものについても大きな問題点はそれほどないということで、優先的にというか、まず審査書を

作らなければいけないという形になるんですけど、審査書については基本的には今後のひな型になるような形で精力的にやるということでそういう形での審査書の作成等の準備に入ることが決定されております。

あと4月3日の定例会でございますが、別添5という形でつけて後ろから何枚かめくったところでございますが、今年の平成26年度の保安検査について、どういうところを重点的に検査をするのかということについて委員会で議論されております。

柏崎を含みます発電用原子炉でございますけれども、新規制基準を踏まえた検査、プラントの長期停止に伴う検査、安全文化の醸成活動、こういったものについて重点的に保安検査を行うという方針が決定をされております。

次の2ページ目でございますけれども、新規制基準に係る適合性の審査関係でございます。柏崎関係が真ん中から書いてございますけれども、審査会合という形のものも開かれていませんけれどもBWRの34プラントを含めて面談という形でヒアリングを進めているところでございます。

あとは、3ページまでいきまして3月14日でございますが、前回のときにも少しご説明させていただきましたが、福島のほうで陸域のモニタリングのところで位置情報の誤記があるのではないかとということをご説明させていただきましたが、こちらについてやはり位置情報、ホームページ等に載っているものと違いのあるものがあるということで、その精査結果については3月14日に公表させていただいております。詳細についてはここにアドレスが書いてありますので確認いただければというふうに思います。

規制事務所の関係でございますけれども、25年度の第4回の保安検査を実施しましたのでそのところでどういうことをやったのかということについて公表しております。

資料の後ろ2枚がその内容でございます。今回につきましては安全文化の醸成活動、放射線管理の実施状況、記録及び報告がきちんとされているか、過去の違反に係る改善状況、固体廃棄物の管理の実施状況、過去に起こったものですが違反についての改善状況というものについて確認を行っております。

詳細はこのところを書いてございますが、現時点において何か問題があるという論点があるというところはございませんけれども、この結果を踏まえましてどういう保安検査の結果を出すのかということについては今議論をしているところでございます。

あとは、発電所に対する検査の関係でございますけれども、4月2日、3日で使用前検査を行っております。何に対してかということですが、使用済燃料を輸送するキャスクがございまして、それを置く場所の増設工事を東京電力さんで行っております。その部分については工事が完了したということでございますので検査に入っております。現地検査はこの日程で終わっておりますが、この結果を踏まえまして今後どういう形で処分をするのかというところを今検討しているところでございます。

資料2でございますが、こちらが福島第一関係のものでございます。3月26日の定例会で公表しておりますけれども田中委員長、ほかの委員と廣瀬社長との面談が行われております。

あとは、特定原子力監視・評価検討会が31日、汚染水ワーキンググループが3月5日という形で進んでおります。

資料3でございますが、福島関係を含めましたモニタリング関係でございますけれども、最新のものはこのアドレスで載っておりますのでご確認いただければというふうに考えております。

あと資料4でございます。委員からのご質問で、敷地の調査等のことについて質問がでております。ですけれどもこれにつきましては、ここの回答という形で書かせていただきましたけれども、我々としてはまずデータの中をどういうデータが出てきたのかということについて確認をしたうえで、その妥当性を審査のなかで確認をしていくということを進めていくという状況でございます。

資料5でございますが、これはあとで質疑等があるなかで一度簡単に、一番最初に簡単に。前回いろいろ質問が出てきたところについての簡単にまとめたものでございますので、これはあとで説明させていただければというふうに考えております。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。続いて資源エネルギー庁さんお願いいたします。

◎橋場柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

資源エネルギー庁事務所の橋場でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の右肩に資源エネルギー庁と書いたA4、2枚両面コピーがございますけれどもこちらに基づきましてご説明いたします。

一ポツの原子力エネルギー政策の見直し関係ということで、エネルギーの基本計画の策定でございますけれども、これ前々回、案をご説明したところでございますが、ようやく2月25日に原子力関係閣僚会議で政府原案が了承されまして、そのあと与党内の調整が行われておりまして、今日の新聞なんかにも報道があったと思うんですけれどもようやく自民党、公明党も了承ということで今週金曜日の閣議決定を予定しているようでございます。

現時点の修正案の記載ぶりということで下の枠囲いを書いてございますけれども、原子力関係につきましては、ほぼ変更なしといってもいいと思うんですけれども、ここに書いてあるように安全性の確保を大前提に寄与する重要なベースロード電源という位置付けでございます。規制委員会による厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には再稼働を進めると。それで国も全面的にたって立地自治体関係者の理解と協力を得るよう取り組むと。原発依存度については可能な限り低減させるというような当初案とほぼ同じような記載ぶりになっております。

次に二ポツの高レベル放射性廃棄物の最終処分見直しということで、これは先ほど新野会長さんからご挨拶のときにお話しがございましたが、これまでワーキンググループを作って検討をしてきておりまして、3月14日に第10回目が開催されて中間取りまとめを行っております。

先ほどご紹介ありましたように3月20日から4月18日まで中間取りまとめ案のパブリックコメントを実施中でございます。アドレスはここに書いてあるとおりでございます。その主な中間取りまとめ案の記載内容がこの下の枠でございます。高レベルの放射性廃棄物の最終処分につきましては、可逆性とか回収可能性を担保して将来世代の意思決定により見直せる仕組みとするというようなことが不可欠であるということをお話しております。

それから現時点では最終処分の方法として地層処分が最も有望であるということをごさいます。それから、処分のプロセスを進めるにあたっては多様な立場の住民が参画する地域の合意形成の仕組みが必要であるということをごさいます。

さらに国は科学的に、より適正が高いと考えられる地域を国が提示するというごさいます。地域の地質環境特性を科学的見地から説明して立地の理解をもとめるべきということをごさいます。

裏側のページをごさいます。こちらは地層処分の技術的な信頼性、安全性の検証ということと同じようにワーキンググループをこれまで開催して検討してきておりまして、こちら3月20日に第7回目が開催されて中間取りまとめを行っておりまして、こちら現在ここに書いてありますように、3月26日から4月25日の間でパブリックコメントを実施中をごさいます。

こちらの記載ぶりも下の枠囲いに書いてごさいますけれども、地層処分というのが地質環境特性に有する地域がわが国にも広く存在しているという結論をごさいます。安全性については段階的なサイト調査によるデータ蓄積により評価していく必要があるということをごさいます。地層処分の長期安定性につきましては隔離機能とか閉じ込め機能に著しい影響を与える天然事象の条件が明らかになったということによって、より好ましい地質環境、地質環境の長期安定性を確保できる場所をわが国において選定できる見通しが得られたというごさいます。

次に三ポツの福島第一の廃炉及び汚染水処理対策をごさいますけれども、(1)の汚染水対策現地調整会議が3月12日に開かれております。

それからトリチウム水のタスクフォースということによって第5回、第6回が3月に開かれておりまして、こちらは海外の取組み事例について議論がされております。

それから、その他ですけれども原子力の自主的安全性向上に関するワーキンググループということによって、規制基準だけでなく自主的安全性向上に対して何をしたらいいかというようなことを議論をしてきておりまして、最終的な安全性向上に向けた提言案というものを取りまとめておりまして、4月4日から5月3日の間でパブリックコメントを実施しております。こちらは確率論的なリスク評価というものを導入してやっていくべきだということをごさいます。

それから(2)ですけれどもスマートメーター制度検討会というのがこれまで継続的に開催されてありまして、3月17日に開催されまして今後も10年間で各電力会社が全世帯にスマートメーターを導入する目標が設定されております。

それから3ページ目ですけれども買い取り制度運用ワーキングということによって、再生可能エネルギーの固定買取制度の回避可能費用と認定制度の見直し検討を実施してありまして3月25日に検討経過を公表してありまして。

その関係をごさいます(4)ですが調達価格等算定委員会というのが開かれまして平成26年度の再生可能エネルギーの固定価格買取価格というものを取りまとめを行っております。この表に書いてありますのは、昨年度からの変更部分の買い取り価格ということによって特に太陽光につきましては非住宅用とか、住宅用に付きましてコストダウンが図られているということによって買い取り価格は下げられております。

それから新たに洋上風力の新設、固定買取価格の新設とか中小水力の既存導水路活用した中小水力といったものが新たに設定されております。

それからあと、賦課金でございますが賦課金というのは電気料金に各事業者からの電気料金に上乗せする部分になるんですけれども、平成26年度につきましては1KWhあたり0.75円ということで標準家庭でいきますと月額225円の賦課金、固定価格買取につく賦課金が加算されるということになりまして、平成25年度の全国平均120円に比べまして倍近くの賦課金になるというような結果に状況になっております。

最後ですけれども電力需給検証小委員会というのが開かれておりまして、昨年度2013年度の冬季の電力需給の検証と2014年度の夏の夏季の需給見通しについて今月末までに検討を行うことになっております。以上でございます。

◎新野議長

新潟県さんお願いします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

原子力安全対策課の井内でございます。よろしくお願ひいたします。

では、新潟県の前回以降の主な動きということでございます。説明させていただきます。

まず、1番といたしまして安全協定に基づく月例の状況確認を実施しております。3月11日でございますが主には6号機非常用ディーゼル、あるいは圧力抑制室につきまして状況確認したところですし、ホチキス綴じのペーパーの中の3ページでございますが、ちょうどその前日3月10日に補助ボイラーの給水タンクの水の漏えいが確認されてございますので併せてこちらの状況につきましても3月11日の月例状況確認の中で点検をしたところでございます。

続きまして安全管理に関する技術委員会といたしまして3月24日、平成25年度では第5回でございます技術委員会を開催しております。

まず福一の原子力発電所事故の検証、この課題別ディスカッションのなかで三つのディスカッションにつきましてコアメンバーの方から説明をいただいたところでございます。

さらにフィルタベントの性能面と過酷事故の想定シナリオにつきましては拡散シミュレーションの計算条件の一つとしまして、もっと短い時間での想定ができないかということで追加での想定を議論していただいたところでございます。

続きまして、添付の4ページ、7ページ目に報道資料がついてございますが東京電力から福島原発事故に伴う損害賠償額の支払い一部受けております。

資料の4番目でございます、防災計画等ということでこちらは前回の定例会の中でも資料を出ささせていただいたところでございます。

3月25日、新潟県の防災会議を開催いたしまして地域防災計画の中の原子力災害対策編につきまして修正承認されたところでございます。

これは前回の資料1ということで、ポイントペーパーをお配りさせていただいておりますが、主にはモニタリング体制の見直しですとか安定ヨウ素剤の配布体制の強化などにつきまして説明させていただいたところでございます。

合わせて、新潟県の広域避難の行動指針ということで、これは前回の資料2で若干の

ホチキス綴じで厚いものになりますがお配りをさせていただいたところですが、緊急時に備えた市町村ごとの避難先の考え方ですとか避難候補先の市町村ということで資料をお配りさせていただいたところでございます。こちらにつきましては3月末に策定されたということでございます。

そのほかの報道資料といたしましては資料の5ページ目でございますが、原子力発電所周辺環境監視の評価会議を3月27日に開催させていただいたところでございます。

資料8ページ目でございます。東京電力新潟総支社設置について来年4月を目途にということで発表されてございます。それに対して知事コメントを報道発表させていただいております。

資料9ページ目ですが県内全市町村の空間放射線量、今まで複数のホームページからということで見にくいというご意見もいただいております。このたびこれらの測定値をひとつのホームページでご覧いただけるように工夫しておりますのでお知らせさせていただきます。

続きまして10ページ目でございますが、こちらの昨日の朝の地震につきまして柏崎刈羽原発の異常は確認されておられないという報道発表でございます。

最後すみません、追加で1枚新潟県報道資料ということで付けさせていただきました。4月8日昨日付けの報道発表でございます。技術委員会の中島座長が平成25年度の議論状況につきまして明日の午後1時半からでございますが知事に報告をするということで報道発表させていただきました。新潟県からは以上でございます。よろしく願いいたします。

◎新野議長

ありがとうございます。柏崎市さんお願いします。

◎小黒防災・原子力課長

柏崎市防災・原子力課の小黒でございます。

私どものほうの前回からの動きでございますが、今ほど新潟県さんからお話ございました安全協定に基づく状況確認、3月11日に刈羽村さんと一緒にさせていただきました。あと技術委員会への傍聴、それから発電所の周辺環境監視評価会議に出席をさせていただいたという状況でございます。

ちょっとこの場を借りて私どもの内々の話でございますけれども紹介をさせていただきます。委員の皆さんの地域の会の設営、会場設営などを私どもの職員でお手伝いしているわけですが、野澤という職員が転出をいたしまして新たに若月という職員が参りましたので一応この場をお借りして紹介をさせていただきます。以上です。

◎新野議長

ありがとうございます。刈羽村さんお願いします。

◎山崎総務課主任（刈羽村）

刈羽村総務課の山崎です。よろしくお願いします。

刈羽村の前回定例会以降の動きにつきましては安全協定に基づく状況確認等、新潟県並びに柏崎市と同様でございます。刈羽村からは以上です。

◎新野議長

ありがとうございました。(1)につきましてご質問ご確認があれば。はい、武本さん

お願いします。

◎武本（和）委員

武本ですが、資源エネルギー庁と東京電力に聞きたいことがあります。

東京電力の今日の厚い資料の22ページ23ページを見て聞きたいことがありますので。言葉でいうのもなんだけれどもこのことですか、この資料でみると23ページの下グラフです。東京電力の販売電力量、億KWhで2007年、平成19年が約3000でした。それが1割減っていますよね。最近3年間は1割減でほぼ2700にならないような数字、販売電力量が1割減っているというこの事実。

それから隣に最大電力3日間平均となっていますけれども、これがこの3年間概ね5000までいかないという数字が出ています。最近3年間、23から25を言っています。

これがですね、2001年だったと思いますが、約5000に対して6420か6430だったはず。最大電力として2割も減っている。こういう事実があります。

この間、この場でもいろんな人がいろんな議論をしましたが今原発が止まってもなんとか電気がもっているのは、古びたというんですか、老朽化した発電所を無理に動かしてやっともっているんだという議論がありました。本当にそうなのか。10年前に今よりも2割も余計な電気を対応していたのにピークで2割も減っているのにそんなのは違うんじゃないかという印象を持ちました。

それから販売電力量。これは料金を上げればよいという話しではなくて、もう売れなくなっているという、こういうトレンドをどう理解すればいいのかということがあります。それで巷では3.11以降原発がみんな止まったから化石エネルギーをどんどん輸入して国益が損なわれているみたいな議論がありますがどうも違うようだ。電事連の統計なんかを見るとLNGは増えているけれども、だいたい発電しなくてもよくなっているんだからそんなに数字的にも大丈夫じゃないかというのを感じます。

そういう問題意識で東京電力に、今日説明がありませんでしたが、実際、燃料費が過去10年間くらいトラブル隠しで全部止まったときに燃料費がどれくらい増えたのかとかですね、それから柏崎の地震で2007年の翌年ですか、柏崎がみんな止まった時もだいぶ燃料費が増えたという話しがありますが、本当なのかというのが非常に疑問になりました。

こういう数字が出ましたので、ついては今日とは言いませんが、本当に必要なかというのを事実に基づいて教えてもらいたいということをお願いしたいと思います。

言いたいことは、販売電力はピークに比べて1割減っているよと。販売電力量が。

ピークの発電量に対して対応する発電所が2割もピーク電力が減っているのに老朽化したのを動かしているせいだというのは、うそのことではないかという問題意識をもっていますので、そのへんをデータに基づいて教えてもらいたいということです。詳しくは今言ったようなことを箇条書きにして質問しますが、今日説明がなかったのもそんなことを聞きたいと思います。以上です。

◎新野議長

では質問ということで、また次回運営委員会で調整して依頼をお願いしますのでよろ

しくお願いいたします。

あとは特によろしいでしょうか。次へ移らせていただきます。

もうひとつ報告し忘れですが、定例ではなくて時々、何年間に一度、県とか市とか村におじゃまして長の方々と30分くらいお話しをして意見交換するんですが、先月、柏崎市と刈羽村の市長と村長にお会いをしてきました。副会長2人と3人で参りました。昨年11月の末の頃には県も訪ね、議題はないんですが日頃の所感をお互いに述べ合うということをしてきまして、やっと先月ぎりぎり、今年度三者の所におじゃますることができましたのでご報告だけさせていただきます。ありがとうございます。

(2)の議題に移らせていただきます。皆さんお待ち兼ねの、なんですが。

先回の補足がまたございますので規制庁さんから順次。新潟県さんも防災のことが、少し修正か何かがあればご報告いただきますし、補足と先回の回答をここで少しお時間をとっていただいて、そのあと皆さんのお考えや質問や日頃感じていることをお願いいたします。では、規制庁さんお願いいたします。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

柏崎刈羽原子力規制事務所の山崎です。よろしくお願いいたします。

前回3月5日定例会で私どものほうから原子力規制委員会と原子力防災体制について。また原子力災害対策指針についてということで2つのことについてご説明させていただきました。そのときにいただいたご質問、これに答えるということで、お答えさせていただくということで資料のほう準備させてもらったということでございます。

まず、1枚めくっていただきますと一つ目の質問ということで、青字と赤字の違いと、県と市町村で強調されている場所が違うのはなぜかというご質問をいただきました。こちらにつきましてはもう1枚めくっていただきますと、前回の「原子力規制委員会と原子力防災体制について」の9ページ目の修正という形で準備をさせてもらっています。

原子力災害対策特別措置法の部分で青字があったんですが、この青字の部分消して赤字の部分に直しましたということでございます。

もう1枚めくっていただきますと国、県、市町村の役割ということでこちらの青字については青字の一番左のほうになりますけれど、青字の部分が読み替えの箇所ということで注釈を入れさせていただいております。それと市町村の部分で誤って青字があった場所がございましたのでそちらの部分については黒字に修正させてもらったということで資料は準備させていただきました。

続きまして、福島事故を取り入れた説明をいただきたいということでございました。こちらについてはこれからの私どもが説明する、防災に関して説明する中でそのような考えを取り入れて今後説明させていただくということでまずご回答させていただきたいということと。まず1枚もので防災体制の見直しの全体像ということで概略でございますが、福島事故の反省教訓を受けてこのように変わっていますという簡単なワンペーパーを準備させてもらっております。

項目といたしましては左にございますが、1から5項目ということと従前の体制と問題点、この部分で福島事故の時にこのような問題が挙げられましたということが掲げられております。

またその一番右側の枠になりますけれども、従前の体制と問題点に対して現在の体制

はこのようになっておりますという形で簡単にまとめさせてもらっているものを準備させてもらったということでございます。

続いて最後3つ目、原子力防護対策の範囲の考え方ということでご質問いただきました。私ども従前の原子力の防災体制ということなのですが、いわゆる現行の指針に示したE P Zの目安を超える距離でも対応が必要になったと。それと避難区域、屋内退避区域等々様々な地点が設定されたと。また長期間の屋内退避が実施された等々、大きく分けると5つの問題点が挙げられております。この反省を踏まえまして新しい原子力災害対策指針の考え方ということで、まずI A E A、この安全要件におけるいわゆるU P Z、P A Zの概念を導入いたしました。

そして同じくI A E Aの考え方に基づきましてE A L、O I Lの考え方を導入したと。最後に避難等の防護対策のあり方について、段階的避難、避難に要する時間の考慮、避難先の確保、屋内退避の期間等ということで、このような考え方に基づきまして新しい距離とP A Z 5 km、U P Z 3 0 kmという考え方を示しております。

最後のページになりますが、まず原子力災害対策指針における放射線被ばくの防護措置の基本的考え方ということで掲げさせてもらっております。基本的な考え方といたしましては、いわゆるI C R Pの勧告、I A E Aの考え方、この原則に則りまして住民の方々の被ばくの線量を最小限に抑えると同時に被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑えることが必要であるという考え方に基づきまして策定をさせてもらっております。

下の方の表にはP A Z、U P Zということで目的、距離、それと対策実施のタイミング、設定の考え方という形で整理をさせてもらっております。

P A Zにつきましては概ね5 kmと。そして設定の考え方といたしましてはI A E Aのいわゆる安全文書の注釈で5 kmが推奨されていると。また私ども、旧原子力安全委員会が取りまとめました中間取りまとめによりますと、P A Zの検討結果は概ね3 km以内に収まっているということから5 kmという形で設定をさせてもらっております。

U P Zにつきましては、こちらの目的とすれば確率的影響のリスクを最小限に抑えると、概ね3 0 km。そして設定の考え方ということで、いわゆるこちらにつきましてもI A E Aの示す範囲が5 kmから3 0 kmであると。そしていわゆる福島事故の際にI A E Aの定めるO I L 1、いわゆるO I L 2という地点が概ね3 0 km以内に収まっていると。こちら検討チーム第2回目会合のときに議論された内容となりますが、避難及び屋内退避は概ね1 0 km以内。安定ヨウ素剤要服用範囲は概ね3 0 km程度ということ等々の検討結果から、概ね3 0 kmということで距離のほうは設定させていただいたということでございます。以上3点、前回の定例会でいただいた質問についてご回答させていただきました。私のほうは以上です。

◎小黒防災・原子力課長（柏崎市）

すみません。先回、桑原委員さんのほうから自主防災組織のことについてご質問があったと、私、先回欠席しましたけど伺っております。それで、未組織28組織の内訳について教えてほしいということだったと思うんですが、数の上から言いますといわゆるコミュニティセンターの数、それから市内の町内会の数、合わせますと335組織ということでありまして、例えばご当地荒浜地区はコミュニティセンターがひとつで、

それと重なるように荒浜町内会がございます。松波町内会も同様でございます。

したがって例えばコミュニティセンターで自主防災組織を作れば同じ構成員でござい
ますので町内会はもちろん作らないということになります。

それから、遠隔地のほうになりますと町内会そのものが小さくなりますので、複数の
町内会が合同で組織をするというのもございます。したがって数的には28組織ではな
くて11の数、組織がまだ作られていないということになります。内訳ということにつ
きましては、意外に市街地が高齢化、世帯の減少などの理由によって設立が進まない
というのが現状でございます。そんなお話しだったかと。組織率とすれば先回の資料にも
ございましたけど98%、これは全体の世帯数でみたときにほぼ100%に近い状態
であるということでございます。

それからもう1点。自主防災組織が有事の際に実効性があるのかどうなのかというよ
うなお考えを聞かせてほしいということだったと思いますが、私どもで毎年度ですけど
も各地区を回りまして、コミュニティセンター単位で、いろんなもちろん一般防災を含
めまして情報交換、場合によっては生意気な言い方ですが、ご指導させてもらったりと
かそんなことでやっておりますので、実効性があるのかどうかと言われますとなかなか
難しいのですが、少なくとも中越大震災あるいは中越沖地震以前よりははるかに私ども
は市民の意識は高くなっていると認識しております。

◎新野議長

ありがとうございます。一応前段の前の定例会で質問が出たところではご回答いた
いたということなんですが、また委員さんの中からはいろんな似たような意見が出るかも
しれませんのでとりあえずは(3)に移らせていただいてよろしいですか。

ちょっと早いかもしれませんがここでトイレタイムをとっておいたほうがいいです
よね。はい、5分程度。委員が戻り次第また再会しますのでお願いいたします。

(休憩)

◎新野議長

(3)に移らせていただきます。今日は1時間ちょっとありますので、どうしても意
見がないという方以外は、極力ご自分の持ち時間を見計らいながら1、2回ご発言いた
ただけるチャンスがあるのだらうと思いますのでぜひコンパクトにまとめて何回かご発言
いただけたらと思います。それと入り口ではまだ何も出ていないので、たくさんまだ申し
上げたいというふうにも思いますが、これもこれだけの方がいるので、あまりい
くつもテーマを最初の方が話しすぎてしまいますと後半の方の内容がまた被ってきま
すので時間を見計らってひとつかふたつに絞られて、次にまた時間があつたら3番目の
というようなかたちでお時間の配分をしていただければと思います。どなたかいらっし
やいますか。

はい、内藤委員さん。

◎内藤委員

内藤といいます。山崎さんに聞きたいんですけど。さっきの資料の、一番最後の指針
の8-2というところをさっき説明されたと思うんですけど、赤い文字で「住民等の被
ばく線量を最小限に抑えると同時に、被ばくを直接の要因としない健康等への影響も抑
えることが必要である」と書いてあるんですけど、本来なら住民、被ばく線量を最小限

に抑えるんじゃないじゃなくて住民に被ばくをさせないとか、被ばくを直接の要因としない健康などへの影響ということは、このへんの表現がよくわからないんですけど、直接被ばくでなければ健康を害してもいいようにも読めるんですけど。なんかあまりにも住民の健康というところを無視しているように読めるんですけど。コメントください。

◎新野議長

はい、お願いします。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

規制庁山崎です。今ご質問いただいたところでございますが。

まず原則として、これ前回も説明させていただきましたが、P A Zにつきましては原則として放出前に要は避難していただきます。これはこの距離内はどうしてもやはり放射性防護対策が非常に大事な区域という形で確定的影響等を回避するために5 km圏内は避難していただきます。U P Zの方々につきましては放出後、放出後に緊急時モニタリングによって500マイクロ、そして20マイクロ、O I L 1、O I L 2という数値が測定されたところの住民の方々から避難をしていただきますという考え方に、私ども指針のほうとなっております。

被ばくの直接の要因としないという言葉の意味がちょっとということでございますが、これは1枚戻っていただきまして、従前の防災体制の問題点というところの3ポツのところでございますが、いわゆる要介護者等の避難、このところで私どもいわゆる病院の方々、いわゆる避難をしなくてもよい方々の避難というものをお願いしたために搬送の途中で亡くなってしまったというようなことがございました。こういうことを防止する、起こさないためにいわゆる実測値に基づく避難。5 km圏内は即時避難ですが、O I Lの地域については実測値に基づく避難という考え方を取り入れたということでございます。それを文書で表すとこういうような表現になったということ解釈していただければというようには考えております。私のほうは以上です。

◎新野議長

はい、じゃあ高橋さん。

◎高橋（優）委員

規制庁の内藤さんにお聞きしておきます。質問だと思っていただきたいと思います。今、ご存知のように東京電力の福島第一発電所では、神話の果てにですよ。水で苦しみ、そして測定器が窒息、この「窒息」という意味は東京電力さんもしだったら説明してやってください。そういう高線量の下で廃炉作業は続いているわけですよ。それを思うとき、私、とりわけ安倍首相が言ったアンダーコントロール、国際公約になっていますよね。これを早く実現していただきたい。このことを指摘しないわけにはいきません。私は将来のエネルギー源のために原子力発電が実用段階にあると誤認している人が存在していることもあるんだと思いますけれども、無理やりに原子力の大発電計画を進めることが日本のエネルギー危機を救うことだとは思いません。東電福島第一原子力発電所の事故の事実が示すように実用としては未成熟な原子力発電所に尚も過大な要求を強いているのではないかと、無理な背伸びをする理由はどこにあるのか、とりあえず聞いておきたいと思います。

重ねてお聞きするんですが、前回の当会の定例会において今日お出でになっているか

どうかちょっとわかりませんが、東京電力の防災安全部長さん、室星さんとおっしゃいましたかね、この方が「段階を踏まずに進む原子力事故の緊急事態事象を想定している」と言われたんですよ。EALでいえば三段階目の全面緊急事態と重なるかどうかわかりません。今日の新潟県の資料でも放射性物質の拡散シミュレーションの計算条件の一つとしてより短い時間での想定を参考として加えることを議論していると、より厳しい条件、つまり非常に緊張感のある厳しい事案を検討しているという東京電力さんの発言があったんです。これはちょっとどういうことと言われたのかわかりませんが、これはただ東京消防庁のガイドラインというふうに聞いていますけど、原子力事故の場合にはより悲観的に想定することは大事だと言われてますよね。それに対してあなたはどう言ったかという「100万年に1回くらいの可能性であってそんなことは起こることではない」とあざ笑ったんですよ。私はそう受け取りました。とりわけ原子力防災を考える時には本当に悲観的に考えることは大事だということは私はよくわかりました。

私はすでにあなたたち自身が安全神話のとりこになっているのではないかと思います。そんなふうに思いましたよ。今回の定例会に規制庁の代表として来られている方の発言として看過できない。I am disappointed to you. そういう認識を強くしました。

だから、この3日ですよ。北海道函館市は自治体として初めて青森県大間町に建設予定の大間原発について、国と電源開発に対して建設差し止めをする訴訟を起こしました。工藤寿樹市長さんは直接訴状を持っていったんです。裁判所に、東京地裁に。市議会の正副議長、それから各会派の代表も同行しているんですよ。

この時、工藤さんはどう言ったかという、現在の道路網で実効性のある防災避難計画を作ることは不可能だと、こう考えたんですよ。これは市民の命と暮らしを守る大前提にたっているわけですよ。工藤市長さんの英断を私は歓迎したい。愚者は経験に学び賢者は歴史に学ぶという言葉は今私は思い出しています。

◎新野議長

高橋さんのご意見ということでよろしいでしょうか。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の内藤です。あのすみません。最初のほうの無理な要求といわれたんですけども、これがどういう意味合いなのかちょっと主旨がよくわからないのでそこは置いときますけれども、我々として過大な想定ということなのかどうかはわかりませんが、事故は起こらないということは前提にはしていません。起こると。規制要求していますけれども、規制要求は福島が事故が起こらないような対策という形で福島の事故、国会事故調を含めいろいろところで論点が出されていますけれども、そういうことを踏まえたうえで福島の事故が起こらないような要求は規制要求としてかけさせていただいております。ただし、規制要求をしているから起こらないということではないというふうには考えていますので、防災対策というのは非常に重要なかたちになっております。

ただ、防災対策をやっていく中で、最大限の事故を前提として防災対策を考えるということを進めようとするとなかなか防災対策は進まないというところがあります。

まずはできる範囲のところから作りこんでいって、それを大きな事故になった時にはどういう点が問題だからということで、その部分を拡充をしていくかたちで進めていかなければいけないというのが防災の考え方だと思っています。

ですので函館のお話しも出ましたけれども、今のところで道路があったら避難できないというところありますけれども、じゃあどういう規模だったら避難ができるのか。それをもっと時間が短くなるとか、避難の範囲が広がるというかたちになったときにどういうかたちで道路網をつくるのか、避難をどういうかたちでやっていくのかという論点をきちんと検証しながら、それができそうなかたちで防災対策を充実していくというのが今の国の考え方でございます。

◎新野議長

じゃあ千原さん。川口さん。

◎千原委員

千原でございます。新潟県にご質問させていただきます。

実は65号の『視点』というのがですね、今日は出席していない石坂さんが非常にいいことを私と同じような考えを持って書いてあります。内容のひとつは、福島については遅ればせながらも着々と進んでいることは進んでいるんですけども、原子力防災対策はどうも遅れているということを書いてあります。

この防災対策については、例えば今高橋さんがこうして言っている。我々もみんな住民としては、同じような立場で防災がきちんとやらなければいけないというふうに考えているということも石坂さんは書いている。もっともな内容なんですけれども。

県の内容で、避難計画ということがなされておりますけれども、今どのくらいの進捗度というかでやっているのか。それが、県がしっかりしていないと市とか村とかが追従していけないと思います。

私はその中でひとつ、避難先の候補市町村に対する、避難する人と受け入れる人とのバランスがうまく取れているのかどうか。例えば設備だとか施設とか複合避難先、柏崎の人が糸魚川、例えば刈羽の人も糸魚川とか複合して逃げた場合に、避難先の調整がなされているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それからもし、調整がなされていないようであれば、それは調整できない原因はどこにあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

◎新野議長

じゃあ、新潟県さんよろしいですか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい。避難計画、避難対策の調整についてのお訊ねでございます。まさしくこの避難対策の調整につきましては、去る3月末に行動指針というもの、これは県という立場で広域避難の行動指針を示させて頂いたわけでございますが、これに基づきまして、先般も担当者さんの集まりを持ったんですけども、この行動指針の中で定めております。まずは、即時避難区域PAZの皆さんと受け入れ候補先ということで行動指針にお示しさせて頂いておりますけれどもそちらの担当者の皆さん、もちろん県が仲介といいますか調整ということで間に入りながらという、まさしく今調整を行っておる段階でございます。

もちろんその調整の中では、受け入れの市町村さんのほうにどんな施設がそもそもあって、さらには受け入れの市町村さんのほうに万が一避難せざるを得ないPAZの住民の方がどれくらいいらっしゃるって、どんなバランスでどんなふうに受け入れていただい

るものなのかどうかということ具体的にやっておる最中でございますので、これはまさしく今進捗作業中でございますということでお受け止めいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎新野議長

千原さんよろしいですか。まだ調整できないかどうかの結果が出ないのでということで、また追って。また中間でご報告いただけたらと思いますので。じゃあ川口さん。

◎川口委員

川口です。千原さんと似たような感じなんですけども。新潟県のやっぱり避難計画ですかね。3月の新聞で見ますと西のほうの川内、玄海、伊方、島根、福井地域、志賀まではほとんど100%近く避難計画ができています。その中でできていないのは女川、柏崎、東海、浜岡。そのうちやっぱり柏崎刈羽ですね、柏崎刈羽ができていないというのは新潟県としてはやっぱり恥ずかしいことじゃないかなと思います。

実際問題、ここに発電所があって今現在動いていなくても危険はまったくないわけではないので、早急に避難計画というのは作るべきだと思います。

あともうひとつ、ベントに対するシナリオで2月11日の技術委員会で18時間、25時間とかということで大まかに技術委員会で選定されていることに対して、知事は「福島ではもっと早くベントの事態になったのではないかと、甘すぎる」という発言があって、それで今見直しをしているようですけど、それもひとつに避難計画が遅れている原因かも知れないけど、逆にそれを言うんだったら、その知事が思う時間で設定すれば、避難計画を立てるように努力するとかいう措置もできると思いますし、私の思いは知事が早く福島と同じ時間というふうを選定するのであれば、例えば新潟市に15mの波が福島できたじゃないか。新潟市に15mの波、柏崎に15mの波がきて我々市民はじゃあどうすればいいんだと。そこに住んではいけないんじゃないかといっているように聞こえてくるような気がします。

やっぱり早急に新潟県としては避難計画を立てるということを望みますのでお願いたします。

◎新野議長

それでは、要望と意見ということでよろしいですか。またあの似たようなご質問が出るかもしれませんので少し委員さんのご意見を進めてまとめてお答えいただいたりもしていきたいと思っております。はい、竹内さんとそのあとじゃあお願いたします。

◎竹内委員

すみません。竹内です。今あの川口さんの質問とまったく一緒なんですけど、東電さんが当初25時間で技術委員会が18時間と示されたわけですかね。それに対して知事さんの一声でもっと厳しい想定をするべきじゃないかとされて、コメントの発表が流れてしまったような認識を私はしておるんですが、知事さんが、日頃技術的なことは技術委員会に任せているとよく発言されているような気がする中で、実際こういったことについては誰が責任を持ってちゃんと決めていくのか。このプロセスがちょっとここで矛盾を感じたんですが、ちょっと県にこれは回答いただきたいのと、実際、東電さんがどういう理由から25時間という時間を出してきたのか、また技術委員会がどうして18時間という数字を出してきたのか、この辺を詳しくお聞きしたいのですが。よろしくお願

いします。

◎新野議長

今の竹内さんの質問内容に訂正があればしていただいて結構ですが。はい、よろしくお願いたします。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

新潟県でございます。今のご質問でございます、技術委員会の議論、もちろんそれは県としても尊重すべきものではございますが、3月の終わりの技術委員会の際でご指摘といたしますか、県として提案はさせていただきましたのは、福島第一原発の事故の際、いわゆる福一の事故実態を踏まえられてないのではないかとということでございます。

具体的には、あの時全交流電源の喪失から約6時間後には線量が高くなって原子炉建屋に入れなくなってしまったということが事実としてあったということ、県なりに踏まえさせていただいて、その事実を踏まえて県として提案をしたということでございます。ただ、前回の技術委員会するときにもう6時間でいきましょうとか決まったということではなくて、短い時間でということもある程度ご認識いただきながらまた継続して議論していましょうということになってございます。県から以上でございます。

◎新野議長

はい、お願いたします。

◎横村所長（東京電力）

所長の横村でございます。

さきほど25時間の考え方についてお訊ねがございました。これはとにかく炉心損傷を起こさないと避難の始まりになりませんので、ここで前提としておりますのは、福島第一のようにまず全部の電源がなくなると。同時に配管も大きく損傷いたしまして水も原子炉から一気に抜けてしまうという、こういうことがまずスタートとして想定をしております。

そうなりますと中央制御室からは手の打ちようがなくなるというような状況を考えまして我々が今用意いたしております、高台においてあります電源車ですとか、それからそこから電源を受けたECCS系以外のポンプで水を入れる。こういったものをしていくと25時間くらいは格納容器の限界圧力までは到達しないで頑張れるという、そういったシナリオでございます。

一方、18時間というのは、それでも電源車もダメじゃないとか、さらに余分に用意した設備もまださらに使えなくしてみたらどうかということでございます。福島第一のようにすべての給水ができないという状況を想定いたしまして、それでも消防車があれば並べてあればあまり圧力の高くない格納容器のほうには消防車を持っていけば水が入れるであろうと。こういうことをするとだいたい18時間というところで格納容器の限界圧力にくるんじゃないかと。消防車1台つないで格納容器の圧力低いところだったら入れられるんじゃないかと、そこまで考えても18時間だなというそんなところの議論をしてみました。

さらに今、知事がご心配なられている部分は、それもダメだということでございますので、それはまさに技術委員会さんのほうと今どういうことを考えていけばいいのかご議論させていただいているところでございます。

◎新野議長

25と18は、もともと東京電力さんのご提案なんですね。

◎横村所長（東京電力）

我々といたしましては、手厚く深層防護をさらに手厚くいろんなものを用意したつもりでしたので、25時間は頑張れるなということ今発電所を思っておりますけれども、これが我々の提案でございまして、そうはいつでも使えないものももっと出てくるということを想定したほうがいいんじゃないのかというのが応用ケースというふうに技術委員会では言っております、これは県さんと相談して考えたものでございます。

◎竹内委員

ありがとうございます。

今時間の議論があるわけですが、もっと厳しい想定でということ今知事さんとやられているという話しでしたが、そもそもPAZ 5km圏内ですかね。柏崎市民2万人が住んでいるということなんでしょうけれども、それが例えば5時間とか6時間とかすごい厳しい数値が示された場合、この2万人が避難することは可能なんですか。ちょっとぼかな質問で申し訳ないんですけど。県さん、市さん、村さんはどうのお考えなのか、お聞かせいただきたいのと、それに対して本当に逃がす気があるのであればどういう具体的な検討を始めているのか、そもそもする気があるのかお聞きしたいんですけど。

◎新野議長

なかなか難しい質問ですが。お答えがいただけるものでしたら。本当に難しいですよ。

◎竹内委員

でもこれ、我々としては実際に直面するであろう問題なわけですよ。これ答えてもらわないと。

◎新野議長

これは福島以前の防災のなかでは、ここまでうたわれていないのを、まあまあみんな大丈夫だろうということで暗黙のうちに容認してきた住民であるということですよ。福島を見てしまっているいろんな議論が始まって、たぶん遅れている理由もそこにあるんですけど、現実と理想との間でどのへんで線引きするかというのが一番苦しいお立場なんだと思うんですが、やっぱり住民とすると、できなくても今の現状の考えや認識を聞いてみたいというのが私たちの本音なんですね。皆さんが、にやっと笑ってなんかこう聞いては悪いところへ、でも聞きたいなというところなんですね。

肩書きのある方たちにこれをこの場でお答えいただくということは、非常に厳しいんだろうと思うので、回答いただかないとしてもそういうような思いが現実にある、竹内委員だけじゃなくて、皆さんの顔を見ていますと皆、頷いたり、にやっとなるのははっきりとは言いにくいけれども、やはり聞いてみたいなというような意思を若干確認していますのでなんとか上手に伝えていただいて、次には満額回答でないにしろ、こういう意見がここで出たんだということを議論していただき、また各機関のところで持ち帰って議論していただくことが、この会のひとつの役目だと思いますのでお願いします。

◎竹内委員

これで終わりにします。ちょっと意見なんですけど。時間が先にきて、そこに対して

避難計画をくっつけようみたいなふうになっているんだけど、私たちからすると設備が何時間耐えられる設備がきて、それだから我々の安全が担保されているんだと。それで、だからこういう制度を設けるから安心して暮らしてくれとこういう流れがあるべきなんじゃないかなと思うんですよね。

私は報道でしか、なかなかこういうことを知る機会がないんですけども、25時間、18時間、ついにはこういった発表が流れて、さらにいろいろな審査だ、何だ、が全部遅れている。我々市民からしたら、まだあそこに燃料が残っているわけなんですよね。今でも事故は起こりうる中で我々市民を、立地地域の市民をないがしろにしているんじゃないかなと思うんですけども仕方ないのではないかな。ちょっと遅すぎて立地地域の若者としては悔しいですね。

もっと関わりながらスピード感を持って動いていただきたいとそう思っています。ありがとうございます。

◎新野議長

ありがとうございます。桑原さん、こちらがお先でしたすみません。次に、高桑さん、はい。

◎高桑委員

質問したいことがあるので、その前に竹内さんがおっしゃったことは、本当に私も常々そう思っております。

それにつけましても結局フィルタベントというのは、格納容器の破損防止対策としてフィルタベントしか対策例がないというところが本当に根本的な問題なんじゃないかと。いざとなったら低減するけど出すんだよという設備しか格納容器破損防止対策とすれば対策例がないんだというところに、私は非常に大きな問題があるんだと思うんです。

もともと格納容器で放射能を出さないと、閉じ込めるという容器だったものが、破損するのを防ぐためにちょっと低減するけど出しますよという装置を取り付けるかたちで処理しようとしているのでこんな問題が私は出てきているんだと常々ずっと思っていますし、今でも思っています。なので規制委員会には、格納容器破損防止対策の対策例がフィルタベントしかないような状態ではない、本当に閉じ込めることができるという、破損防止としても閉じ込めることができるという対策例を早急に考えてそれを示していただけないものかと思っていますし、ぜひお願いしたいと思っています。

今日早く、さっき手を挙げましたものは別な質問です。今、県は村はということで防災対策が遅れていますけれども、私は県にしても刈羽村にしても柏崎市にしても、原子力規制委員会がつくった原子力災害対策指針に基づいてその大元に基づいて計画を立てていくかたちをとっているわけですが、その対策指針についてお伺いしたいと思います。それは、実際にPAZは先ほども内藤さんは、PAZは放出前に避難できるからとおっしゃっているんですけども、私はこの指針でそれが本当にできるのかということが非常に疑問でずっと思ってきました。

例えば、警戒事態でそのときに要援護者の避難は準備するけれども普通の住民の避難は10条が出されるその時点で準備して、15条で避難が実施されるというPAZの範囲ではそういう動きになってますが、これで本当に果たして放出前に避難できるというふうに考えていらっしゃるのかなというのが疑問なんです。

それで具体的な質問は、原子力規制委員会は、この指針を出すときに時間的にはどんなふうなことを想定してEALの警戒事態と施設敷地緊急事態の間はどれぐらいの時間を想定し、10条から15条の間にはどれぐらいの時間を想定してこの指針をつくったのかという時間的な想定をお聞かせいただきたいのと。

もうひとつは、現実には福島で事故が起こっているわけですがけれども、福島の事故とタイアップしたときに、この警戒事態と施設敷地緊急事態と全面緊急事態の間の時間は、福島の場合はどうだったのか。時間のことを少し確認したいと思って、この間からずっとそう思っていましたのでそれを質問としてお願いしたいと思います。

◎山崎原子力防災専門官

規制庁の山崎です。高桑委員からいただいたご質問については、私どものほうで整理してご回答させていただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

では、そのように。ふたつというのは、時間的な想定と・・・

◎高桑委員

時間的な想定と福島の実際の事故とタイアップしたときにどうかというその2つです。

◎山崎原子力防災専門官

はい、わかりました。

◎高桑委員

よろしくお願いします。

◎新野議長

横村所長さん。

◎横村所長（東京電力）

発電所長の横村でございます。

先ほどの高桑委員の、最初のほうで我々の考え方をお話しさせていただきたいと思うんですけれども。

格納容器を守るのにフィルタベントしかないのか。もしそうだとすれば、これは発電所を設置しておく資格がないというふうに思います。要は、我々やはりそこまでに至らないように、堤防もつくり、地震の対策もつくり、いろいろなものをやっております。

◎高桑委員

それはわかっております。

◎横村所長（東京電力）

それで話しを止めてしまいますとまた安全神話になってしまいますので、それが全部ダメだったら格納容器が爆発するよりは、やはりフィルタを通してでも守ったほうが総放出量といいますかそういったものが緩くなるだろうという考え方でございます。

◎高桑委員

それは承知しております。それでも尚且つ、そういうときにも出さないですます方法というのを規制委員会としては、世界最高水準の新規制基準だとおっしゃるからにはそれぐらいのところまで考えたものを示すべきではないでしょうか。ぜひそういうことを対策例として考えていただきたいという、そういう要望です。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、内藤です。お話しとしてはすごくよくわかります。わかりますが、今、規制庁

規制委員会として、この設備をつけなければいいですよという設備を要求するというのはやらないことにしています。というのは、それさえ付けばクリアできるんですよというかたちの昔のかたちになってしまうということもあるので、この設備をつけなければいいですよという言い方はできない状況にあります。

ただ、諸外国の例を見てみると、フィルタベント以外の手段を使っている発電所もありますので、そういうところで事業者が自らのプラントと設備等とか他のところで研究しているものもありますので、そういったものの中で実現可能性があるものとしてどういうものを選択するのかということをごきちんとしていただければというのが規制庁規制委員会の立場でございます。

◎高桑委員

より住民が被ばくしないで済むであろうというものを規制委員会として規制基準としてそれを義務付けるということは、フィルタベントは義務付けるかたちをとったけれどもそれ以上のものについてはそういうことはとらないということなんですね。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

フィルタベントを義務付けてはいないです。格納容器の破損防止対策というものを義務付けていて、その手段として、現状東京電力さんはフィルタベント、BWRの会社さんはフィルタベントという選択肢を選んではきていますけれども、規制庁規制委員会として、規制要求としてフィルタベントを付けなさいという要求はしていません。

◎高桑委員

それは、前にお聞きしてわかっております。対策例としてお挙げになって、すべての電力会社がそれを対策としたというところに私は少しやっばり問題があって、より良い方法があるとするならば対策例として、フィルタベントの他により良いものも示すべきではないですかと、そういうつもりはないのでしょうかとそういうことをお聞きしたんです。そうするとフィルタベントじゃなくて、もっとより確実に被ばくしないで済むものが対策例と示されるのであれば、住民としてはぜひそちらをお願いしたいということもできるわけですが、対策例としてひとつしか示していない、それがすべての電力会社がそれを採用し、それが実は住民にとっては大きな被ばくを招くかもしれないような装置であるということが問題だろうというふうに考えているのです。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

他の対策例として示す、我々から示すというのは難しいのですけれども、ただ、性能等についてはまだ審査していないのでなんともいえませんが、各事業社さんによってフィルタベントの性能がだいぶ違っているというふうに聞いておりますので、そういったところでいろいろ各社さん差別化がされてきているんだとは認識はしております。

◎新野議長

いろいろお聞きになって、なんとなくわかって、でもこういう会話をするとなんとなく少しずつ整理がつかますよね。そういうのが良いディスカッションになるんだと思うので続けていていただきたいと思いますと思うんですが。はい。

◎桑原委員

桑原です。新潟県に再度確認したいんですが。

私の前にも竹内さんを始め何人かの皆さんが質問していますのでダブルかもわかりま

せんが、今新潟県として避難計画は策定中だというふうに先ほどお聞きしましたが、3月5日の産経新聞の中では、柏崎刈羽原子力発電所に対する新潟県の避難計画は、BWRの型式の滋賀とか島根が100%もう策定は、計画は終わっているような記事なんです。新潟県についてはゼロだというふうに載っておりますが、3月5日ですからそれ以後進捗されていると思いますが、今、新潟県の策定中といわれているのは何%くらいまでいっているのか。それがこれからいつ頃までを目途に策定しようとしているのか。それと、柏崎市、刈羽村とのそのへんの調整は、県は出来ているのか、またこれからする予定があって、どういう考え方なのか、というあたりを聞かしていただきたいというのと、先ほどからフィルタベントの話が出ていますが、フィルタベントの開始時間が18時間というものが6時間とかという話に、鶴の一声で変わったような話もしていませんし、それが決まらなければほかの避難計画というのは一切手がつけられないのか、そんなことは、我々住民とすればないと思うんですよね。

そういうもの以外にできるもの、先ほど千原さんが申し上げたように、県が避難先の受け入れ先を調整するということはいつでもできるわけですよね。そういうものも含めて今どんな状態になっているのかということをお聞かせいただきたいんですが。

◎新野議長

はい、よろしいでしょうか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

はい、新潟県でございます。

避難計画の策定状況についてのお訊ねでございます。

3月5日の産経新聞というご指摘ございました。この産経さん含めて一般的に新聞報道されている避難計画の策定状況についてでございますが、自治体としての新潟県の状況というよりも、他の立地同県の市町村も避難計画策定状況ということで何回か繰り返し報道されておるところでございます。

その中ではご指摘のとおり、新潟県ゼロ市町村ということで公表されておるところでございますけれども、県としては、広域避難の行動指針というものを策定させていただきまして広域調整に努めているところでございますし、実際には柏崎市さん、刈羽村さんと避難先の受け入れ候補の市町村さんを交えまして避難先の調整ということで進めておるところでございます。聞いておるところでは、柏崎市さんは、新年度早々にということで具体のスケジュール目標を持たれて、今、県、あるいは受け入れ先の候補の市町村さんと具体的に、本当に具体的に作業進めていただいております。

柏崎市さんの避難計画がいつかということだとすると、どちらかという柏崎市さんにお答えいただいたほうがよろしいのかなとも思いますが。

◎関矢課長代理（柏崎市）

市の防災・原子力課の関矢です。

皆さまから当然のごとくいただいたご意見で市としましては、今日、市長の定例記者会見がありまして、その場でも市長から発言しておりますが、6月を目途に柏崎市の広域避難計画を策定して、第一弾としてPAZの広域避難の調整も含めたもので、UPZは先ほど事故想定とか避難の時間、シミュレーションが出ていないわけで、それらはとりあえず考慮せずに基本的な避難の動き、これらを市民の皆さまにお示しするものをま

ず作ります。

そしてその後、PAZ訓練を協力していただいた7つのコミュニティエリアで案を、これを基にご意見、集合場所は我々の提示でいいのか、そういうものも含めてまずは6月と。そこへもって当然完璧なものというものではありませんので、たぶんその頃になりますと技術委員会の議論ですとか、県の実施したといわれる広域避難の交通シミュレーション、それらも並行して出てくるのかなど。

そういうものを踏まえてどこにどういう問題があるのか、そういうものをまた対策を検討しながら順次改定していくというような状況で。現在の進捗状況です。

◎新野議長

動いている最中なので、そのお答えでよろしいでしょうか。

◎桑原委員

わかりました。ただ、新潟県は率先して各市町村に調整をするようなかたちで早めの避難計画ということをお願いいたします。

◎新野議長

続いて他の方のご意見いかがですか。

◎徳永委員

徳永でございます。

私のほうはモニタリングポストのことと、スピーディのことについて少し述べてみたいといえますか、聞いてみたいと思います。

最初にモニタリングポストの運用について、これは県の考え方を聞いてみたいと思います。

国の原子力災害対策指針で緊急時モニタリング体制の見直しがあって、新潟県は広域避難対策ワーキングチームで、これは先月の資料ですが、⑤緊急時モニタリングシステム体制の整備、を検討しています。

先ほどからお話しが出ているバージョン1の行動指針4-16、これはページ数ですけど、放射線モニタリングポストの配備状況が出ています。地図入りで。

それによりますと、それまで固定局は28だったものが福島事故以来さらに19箇所、可搬型が6箇所、これらを含めると53局となっています。

これは新潟県内全域をカバーしており、観測網が充実したと私は感じます。ただ、福島事故で経験しましたように、最も必要な時に電源が喪失した場合の対策はどうなっているのか。次のスピーディとも深く関係しておりますが、機器は万全、体制は万全であっても観測不可能では宝の持ち腐れといえますか、そういう状態になってしまいます。

つまり、世にいわゆる自家発だとか、ソーラーだとかこのようなものでモニタリングポストが動くようになっているのか、あるいはするのか。可搬型で現地に飛ばせばいいんじゃないかという案もあるでしょうけど、今度そうしますと放射線の被ばくのリスクが大きくなってしまいます。

視点がちょっと異なりますけども、警察庁は災害対策として全国の主要な交差点に自家発を整備して信号が止まらないようにできています。中越沖地震以降、新潟県警も設置した自家発を国道8号線のあちこちで見かけるようになってきました。

モニタリングポストに対する電源対策といえますか、それらの現状とか方向性を県に

伺いたいと思います。

次に、スピーディの運用について、これは国になるんですがお聞きしたいと思います。

福島事故後における避難の最大ミスは、これの運用がなされなかったことは皆さんご承知のとおりです。原因は先ほどのとおりモニタリングポストからのデータが途絶えたためといいますが、しかし、この場で繰り返し申し上げていますが、現段階でシミュレーションはできていたはずで、県がバージョン1で策定する段階で国に要望している課題の中で、スピーディのあり方がこの点なのかどうかは私にはわかりませんが、現段階でシミュレーションでも構わないので公表してほしいといっていますが、未だに実現していないと。

以前スピーディはどのような仕組みなのか、私たちはこの場で勉強したものの、機器自体を私自身はまだ目にしていません。今後オフサイトセンターの視察もあり得ると思われまますので、この点は、機器の面は非常に期待をしております。

運用なんですが、当時は文科省だったんですね。ソフトの面で国にお聞きしたいんですが、いざという時にいったいどのような流れで私たち住民にスピーディが運用されて情報を知らせてくれるのか。そこのソフトの部分をお聞きしたいと思います。

予断ですがよもや事故が発生してから、東京からヘリで飛んできて機器を立ち上げるなどということはないとは思いますがちょっと心配です。

ちょっと長くなりましたが以上2点です。

◎新野議長

はい、じゃあ新潟県さんからよろしいですか。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

モニタリングポストについてのお訊ねでございます。ほとんどのモニタリングポストが機能しなかったという福島第一原発事故の教訓。これは大きなものとして我々も強く認識しているところでございます。

実際にはモニタリングポスト体制の整備、これは放射能対策課が所管してございますが、それらの教訓を踏まえて体制整備には代替電源のあり方、配備というものは欠かせないものと認識しておりますのできちんとやってまいりたいと思っておりますし、改めて放射能対策課に伝えてまいりたいと思っております。

◎新野議長

順次置き換えられていますよね。ソーラーか何かに。

◎井内原子力安全対策課長補佐（新潟県）

そうですね。どの程度かまで申し上げられなくあれですけど、進めているところは間違いございません。

◎新野議長

スピーディの運用で。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁内藤です。スピーディですけども、スピーディのシステムとか次回わかりやすい絵とかもってくるようにしてご説明しますけども。

東京からもってきて設置というわけではなくて、メインのフレームというかメインのコンピューター自体は東京の財団法人でもっていますので、そこで計算が出来るような

かたちになっています。

柏崎のオフサイトセンターにもスピーディの端末があって、そこで計算した結果が見れるようにはなっているということです。人が移動しないと動かさないとかというそういう設備ではないです。

公表ですけども、基本的な考え方としては、福島のとときの反省もありますのでスピーディ計算したものについては、記者会見とかホームページとかで計算したものはすぐに出しますということが運用としては決まっています。ただスピーディのところで注意しなくてはいけないところは、あくまでも風向きの予測に基づいて計算をしているものですので6時間後にこういう方向でという拡散の予測計算はできるんですけども、そのとおりに風向きがなるかどうかというところについては、また別の話になりますので、スピーディの予測に基づいて避難をしたとしてもその時の風向きによってはまさにブルームの中に避難をするというかたちになることも考えなければいけない状況ですので、その運用の仕方についてはよく考えていかなければいけないというところはありますけれども、データ自体はすぐに出すという方向で今話は進めているところです。

◎徳永委員

以前というか、前に聞いたときに文科省の管轄で触れないと言われたんで、その頭がずっとあったんでお聞きしたんですが、じゃあ東京でデータさえ入れば東京でみんな処理できるわけですね。

◎内藤柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい。スピーディも規制委員会規制庁発足と共に規制庁規制委員会のほうに移ってきておりますので、そのところが所掌してやっておりますので、すぐに計算が規制庁規制委員会の判断で計算がすぐ出来るという状況になっています。

◎徳永委員

わかりました。

◎新野議長

はい、じゃあ佐藤さんで。そのあと。

◎佐藤副会長

佐藤です。いくつかのことを聞きたいと思うんですが。まずは原則的に考えてみますとですね、5 km圏内がスムーズに避難できるのかどうかということなんですが。たぶん、これは鉛筆なめてめで作ったと言っただけ失礼なだけで、人口やあるいは道路状況やそういうもの全てを考えて避難は可能だということでは5 km決めたわけじゃないという点では非常に問題があって、これで新潟県、地元自治体に避難計画を作れというのは最初から土台無理があるんじゃないかというふうに思います。

ですから桑原さんがいう気持ちもわからないわけじゃないんですけども、作れ作れといっても作ってみようがないということもあるんだということなんだ。

学校だ、保育園だ、老人施設だといったそれは事実上不可能に近いような課題がたくさん並んでいるわけですよ。尚且つ、道路事情がどうだと言え、道路事情だって道路の2本も3本つくってもらわなければたぶんスムーズに避難なんかできないじゃないかという、そういう問題がたくさんあると思うんですが、なかなか国で決めたものを県と自治体がそんなことできるわけじゃないかとは、なかなか言えないというそう

いう問題がたぶんあると思う。そういう課題がまずひとつあると思います。避難計画です。

防災計画は簡単といえば失礼だけど、鉛筆を舐めて作れば作れるんです。ところが実際の地形に沿って、あるいは北と南に分かれて、あるいは3方面に分かれてどうやって避難するのかということになると非常にいろんな課題がたくさんあるだろうということがひとつです。

それから、今ほど議論されているのは、ほとんど原子力災害予防対策に特化している議論されていますが、もうひとつはフィルタベントの話です。

フィルタベントは、本当かどうかわかりませんが、この前NHKの特集をやっていました。フィルタベントと同じシステムだったのが、福島の場合サブプレッションチェンバーでそこで1000分の1になるから大丈夫ですとっていながら相当量の放射能の放出があった。

事実上、温度が上がるとフィルタとしての機能が機能しないんじゃないかという提起があります。そういう点では、それをもう一度検証して出してもらわないと心配だなということと、それから水が4mか5mくらいしか入ってないんですが、計算すると5、60t、100tまでいかないんじゃないかと思う。それがですね、福島のサブプレッションチェンバーでダメだった、水量でダメだったのが、このフィルタベントで可能なのかどうかという、そういうことも実はちょっとなかなか理解できないということがあります。

もうひとつ、山崎さんが説明した中で、概ね30km圏というものの一番下に敷地境界で1000マイクロシーベルトに収まっているというような話があるんですが、これは、放出する時に高いところから放出すれば敷地を越えて飛んでいってしまう。本当は、敷地を越えてというか広く拡散させるために高く放出する煙突をつくってあるということを見ると、いざ本当に事故が起きた時にはこれが果たして正確な情報としてあるいは判断の材料として使えるのかどうかというのも問題。

内藤さんがさっき言ったようなプルームとしてどこかに飛んでいってしまえばここに落ちないわけだから、そういう問題もいろいろあるということです。

それからもうひとつは先ほどから6時間、8時間の問題が出ていますが、全交流電源喪失で8時間後に炉心溶融が始まったというふうにいわれていますが、実は事故の夜ですね、東京電力から、福島から保安院に送られているファックスのコピーがその後公開されているのをみると、翌日の2時半頃になっても燃料上部1.3mなんていう報告を皆さんのほうでしているわけですよ。そうするとそれは炉心溶融になっていないわけです。そういうような問題もいろいろあるんじゃないか。

なぜそんなこと言いたいかというと、皆さんは予防対策としていろいろやっつけらっしゃるというふうに盛んにおっしゃるんですけども、圧力計や温度計や水計が正確だったのかどうか、改良されているのかどうかということも課題としてはあるのではないかというふうに思います。とちらばちらいろいろぱらぱらと言いましたけれども、オブザーバーの皆さんは、ひと言いえば3つくらい理解をいただければと思いますので以上で終わります。

◎新野議長

意見でいいですか。回答、はい。

◎傳田リスクコミュニケーター（東京電力）

東京電力の傳田です。フィルタベントのことがご質問になって報道等にも絡めてお話があったんで、1点だけお話しをさせていただきたいんですが。

私どもが今設置を考えているフィルタベントについては、NHKさんが言ってらした、全くベント蒸気が凝縮しない場合に要は除去性能が落ちるといいう主旨での報道だったと思いますけれども。試験をしているときに凝縮を全く見込まない条件で試験をして性能を確認しているようなそういうことはちゃんと取り組んでいるつもりですので、フィルタベントにつきましては凝縮しない条件でも性能が出るというふうに我々は考えています。

◎新井原子力安全センター所長（東京電力）

発電所の新井でございます。後半部分で原子炉の水位ですとか誤って認識していた、報告していたということでございますけれども。

福島のとときに当該の件は、圧力容器の外に出ていて格納容器の中にある水位の凝縮槽のところの部分の水が蒸発して無くなってしまったということが原因でございました。まずもって柏崎のほうでは、凝縮槽に温度計をつけてどういう状態なのかわかるようにするというのと、他のパラメーターから推測する手段を手順にこれは定めておるところでございます。

そして、水位を根本的に凝縮槽を使わずに測るような手立てについて、これは中長期の課題として研究をしているところというところでございます。以上でございます。

◎山崎原子力防災専門官（規制庁）

規制庁の山崎です。佐藤副会長からご意見ございましたが、5km圏内が避難できるのかということでございますけれども、私ども原子力防災に関わる人間としては5km圏内の方に如何に安全に避難していただくのかということ念頭に。なんとか避難していただきたい、そのためにどうすればいいのかということを考えてやっているということです。

ですので、できないということを前提に考えているのではない、それをするためにどうすればいいのかということを考えているということです。

そのために新潟県さん、そして柏崎市さん、刈羽村さんと一緒にご相談、いろいろな協議をさせてもらっているというのが現状だということです。

そして避難時間の関係で言いますと、今の現状でいえば、例えば一斉に避難した場合、例えば何時間で避難できるのか、例えばですけど仮想のシミュレーションということは新潟県さんのほうで行ってやっていただいているということではお話しは聞いております。

まだその結果については取りまとまってないということではお聞きしておりますが、そういうようなものが出てくれば、さらにじゃあ何時間縮めることができるんだ、じゃあどこをどういうふうな対策をしていけば要は速やかに移動していただけるのかというような検討ができるものというふうには考えております。

2点目の、佐藤副会長からお話のあった1000マイクロシーベルトということなんですけれども、IAEAの定めるいわゆるOIL1、1000マイクロという記載につき

ましては、O I L 2は、100マイクロということなんですけども。いわゆるこちらについては、私どもの指針の考え方も同様なんですけども、私どもは、O I L 1は500マイクロ、O I L 2は20マイクロとしております。

ただI A E Aと共通しているのは、地上沈着の値ということで、プルームの値というのは考慮しておりません。地上沈着の値として1000マイクロ、100マイクロ、I A E Aではそういう数字です。私どもは500マイクロ、20マイクロ、地上沈着で高さ1mで計測した値、それで測定した段階で避難していただくということでプルームの影響というのは考慮していない数字だということでご説明させていただきます。私のほうは以上です。

◎新野議長

高橋さんお願いいたします。はい。失礼しました、中原さん、高橋さんでお願いします。

◎中原委員

中原と申します。よろしく申し上げます。

私はちょっと視点が違うんですけども。防災体制の中に事後対策も含まれていると思うんですけども、規制庁さんからの資料によりますと、被災者支援義務は原子力利用官庁も職員派遣など協力とか被災者支援チームが行うとか書いてありますけども、でも福島を例に取りますとやはり今、迷っている方々は生活の再建ができないという状況に置かれているのが現状だと思うんですね。

やはりこの防災体制の中に、迅速な対応ができるような指針を策定していただければいいなということを思っております。そうすれば復旧とか復興も前進するのではないかなということを私は考えております。以上です。

◎新野議長

ご意見としてお伝えいただきたいと思います。申し上げます。

◎高橋（武）副会長

高橋です。よろしく申し上げます。

先ほどの規制庁の山崎さんの話の中でやはり5kmのPAZの中ですかね、安全を期すように頑張るといふか非常に期待を込めた、期待しているのですが。

やはり今シミュレーションという話もありましたが、実際にやられていないのは訓練が、6時間でできるのか、8時間でできるのか、じゃあ何時間でできるのかというのがやはり誰もわからないということを感じます。

まずは柏崎市さんに聞きたいのがありまして、防災訓練というものが今年度中に予定しているのかということがまず質問が1点。皆さんが懸念されているのは、5km圏内の方が実際にできるのかというところがやはり問題だと思っています。課題、課題といながら、実際の課題はやってみないとわからないというのが私の意見です。

市さんにもうひとつあるんですけども、市さんの計画の中で、コミュニティ単位で避難計画を立てられていると聞いています。先ほど隣の佐藤さんも5km圏内コミュニティでまずほぼ無理だという話もあるんですけども、実際、先ほど町内会と話しを聞いているといながら、私ちょっと今日来るときに柏崎市の防災会議とかそういう議事録とか見たんですけども、なかなか本当に議論ができているとはいえないような議事録のように感じてお

ります。行政がいったことをただ会議体が了承するというよくありがちな会議をやっているようにしか僕は見えませんでした。本当のコミュニケーションというか相手の意見を取り入れているのかどうかちょっと疑問に感じております。

だからこそ訓練が必要なんではないかと。課題を見つけることが大事なんではないかと思っています。

そんな中で、5 km圏内というのがまずできないだろうなというふうに私も思いつつ、私なりに思ったのが、もし5 km圏内避難指示をしたときに、私は6 km、7 km、6 kmくらいに住んでいると思うんですが、私のような人が不安になると思うんですね。たかが1 km、2 kmしか変わってないのが、じゃあ5 kmが避難して私たちはどうするんだというところがまず出てくると思うんですよね。

そのときにじゃあ心情的にいうと、私はもう逃げたくなくとも思います。そうした時に5 kmの人が私たちのために、避難例えば移動とか車とかですね、移動することによって5 kmの人たちの避難の妨げになるんじゃないかと思ってきつつもあります。

そんななかで長岡市さんとかどこでしたか小千谷さんも個別に避難訓練をやっているということで、そこでまず見たのが、屋内退避がまず重要だということも聞いております。

やはり私たちまだ、そのちょうど5 kmから外れた人間は屋内退避の重要性というものがわかっていないというか、私自身もわかっていないのですが、実際にじゃあ有事、有事という言い方はあれですね、事故というか事故もあれなんですけど、そういう時があったときに、その5 kmはやることは大事、5 kmの方が避難するのは大事なんですけど、5 kmから外れた5から30 kmの私、私ということもないんですが、屋内退避、要は避難の周知のほうを指示、教育という面で市、県、また行政、国の方たちですよ、もっともっと指導というか教育が必要なんじゃないかと思っています。

だからこそ訓練が必要だと思うので、防災計画ができてないから、県ができてないから市はできないみたいな雰囲気に見えるんですが、じゃあやっている長岡市、小千谷市あると思いますのでその辺を期待しています。はい、そんなところですよ。

◎新野議長

あとはもう数人ですから。はい、早い者勝ちで。

◎関矢課長代理（柏崎市）

今のご質問、ご意見なんですけど。

原子力防災訓練なんですけど、平成24年度に、25年3月に7つのコミュニティエリア柏崎市は対象で、当時は防災計画も第一弾の修正をかけて自動車避難も使って、避難ということにはなったんですけど、訓練に各自マイカーの避難が訓練に盛り込めるか、そこが課題でバスでの広域避難を実際に体験していただいたわけなんですけど、今までの新潟県、柏崎市、刈羽村ですと、隔年、2年に1ぺんこういう原子力の総合防災訓練をやる年になっておりました。そうすると26年度は24年から2年経っておりますので一応訓練をやる年にはなっているんですけども、まだ明確にいつ訓練をやるというところは定まっていません。

それで25年3月にやった訓練では、地域の皆さんからいっぱい課題となる問題点を挙げていただきましたので、それらも今の避難計画にどの程度対応が盛り込めるか、ま

あそういう面もあるんですが、それらをまとめて防災会議ということではなくて、防災会議は防災計画の審議というところですので、先ほども前回の訓練の時も7つのコミュニティで地区防災会さん、町内会さんといろいろ協議をさせていただいて何がどう訓練ができるか、そういうものも地域で決めていただくと。

今回の柏崎市の策定しようとしている避難計画もやはり地域に、我々、出向いて丁寧に説明をさせていただいて、その中でまだまだこういう課題があると。我々行政でも地域の実情ですとか、そういう在宅の要援護者の方が、登録上の数は把握はしているんですけども実際問題、本当に動けない人はどの程度いるのか、介助さえあれば自家用車で逃げられるという方がどの程度いるのか、そういう生の地域の実態も我々聞かないといけないと考えていますので。まずそういう面でそういう中でじゃあどう訓練ができるのかということも平行して考えていかなければいけないと考えておりますので、訓練もやったからといってどの程度実効性が上がるかという問題もありますけれども、そういうものの積み重ねで避難計画、それと訓練のあり方、徐々にやはり向上させていかなければいけないと考えております。

◎前田委員

前田です。私は今日話を聞いていて皆さんよく防災について問題意識をお持ちになってすごいなあと思って聞いていました。

ただ残念だなと思うのは、当然ながら私なんか再稼働をしたほうが良いと思っている人間なわけですけれども、でもやっぱり防災は避けて通れないわけですから前向きに考えざるを得ないなあと思っています。

だけど、やっぱり反対のほうのお立場の方たちにしてみればそれをひとつの原子力を止めるための方法論にされると話しが段々段々につちもさっちも行かない、前にもいかないし後ろにもいかない、時間だけが経つというようなことにもなっている部分もあるのかなというふうにも聞こえました。

もうひとつですね、県と市、村は立場もいろいろあるのかも知れませんが、やっぱり同じことでメンツのところ立たないとなかなか本来だったらもっと早くできているはずのものができてこなかったりするのかなという疑問も持ちました。

ただ、正直言って佐藤副会長がおっしゃったみたいに、現実的に避難なんかできないよなというのも実はうすうす前から思っていました。だけど、やってもらわないと住民としては安心して暮らせないんですよ。だからそれはやっぱり目標としてもってもらわなきゃいけないけど、だったらやはり手をつけるところは早くしてもらわないとどんな理由があるにしろ住民としては安心の一步も近づかない。「ああ、まだ時間がかかっているんだな、3年経ってもそこまでしか進まないんだな」ということを思うんですよ。

今日の話のなかの感想にしかならないで申し訳ないんだけど、とにかく何かこう前に進めてほしい。できないことはできないことで住民に開示してくれば住民のほうでも、じゃあここは自分たちで考えようとか、そういう動きは出てくると思いますのでぜひそうしてほしいなと思ったところです。

それと、先ほど他の委員さんからも話がありましたけれども、やっぱり私どもも被災者になる可能性は十分あるわけです。

それで今一番、福島の人たちが苦しんでいるのは生活再建ができない。田地、田畑全

部売ったって200万や300万の補助金しかもらえないのに、それって補償なんですか。それは前々からわかっていた話なんですけど、国からも地方自治体からもそれをなんとかしろという話が出ない。火災保険のように前もっていたものと同じものをちゃんと補償するんだという制度に変えてもらわなかったら、やっぱり住民はここに安心して暮らせないと思うんですよ。推進する立場の私でさえそう思いますから。

そういう感想を持ちました。以上です。

◎新野議長

あと数名、まだ発言のない方がおいでになるので。浅賀さん、三宮さん。

◎浅賀委員

浅賀です。今まで伺っていきまして、3年前までは訓練のための防災を、皆ここで話し合ったように記憶しております。中越沖地震前後でもかなりそういう傾向だったんですが、福島原発災害以降は、やっぱり有事を考えた防災で、それを行政が私ども住民に、立地地域の住民に何かしらのはっきりしたものを示していただきたい。

避難方法ひとつにしましても具体的なものを示していただきたいというのが私どもの心情です。

それで防災と一言にいいますけれども、その中でも私は特に思っているのは情報伝達。それ、今日は出てきませんでしたけれども、新潟県の先月いただいた、備えた広域避難の行動指針の中の3-1、3-2の主な情報の流れという、この中でも実際福島ではどうだったのか、これがちゃんと福島を考えたのでこういう図式になっているのかというのが疑問に思います。

中段下の方に、25年度の川内原発での国の原子力総合防災訓練の実施要綱を参考にして作ったというんですけれども、そこに疑問点もありますし、この矢印がどういうふうな作用をするのか、東京電力の緊急時対策所のところから、どういうふうな国にいき、また市町村、県に情報が流れ、またさらにそれが私どもに届くには、どういった時間差があるのかということをお考えすると、かなり心配な部分がいくつかございます。

今日は時間もないことなのでその程度にしておきますけれども、もう少し一歩踏み込んだ、行政からの具体的な策をお示しいただけたら、私ども住民にひとつ、まだ安心といふところまではいきませんが、もっと踏み込んだ、もうちょっとスピーディなものを、ぜひ示していただきたいと思っております。

◎三宮委員

三宮です。避難計画というのは佐藤副会長が言われたように基本的にはできないんじゃないかというのが、立てるのが非常に難しいんじゃないかというのがその通りだと思っております。

発電所が15mの津波を想定して対策を立てているのに対して、県も市もそんな津波なんて来ないもんだと思っております。

その津波がきた場合には、避難というよりもかえってそちらの被害が大きくて、避難なんてできる状態ではないというふうに思っております。

が、しかし計画を立てて訓練をするというのは非常に大事なことでありとも思っております。それは前田さんと同じような考え方なんですけど、まあこの集まりは反原発、それから推進という集まりなんですけど、柏崎市さんのほうで6月には概要ができること

ということなでありますから、この会でよりよい反対、賛成関係なく、より良い計画を立てていけるような意見を出し合っていければいいかなというふうには思っております。以上です。

◎新野議長

あと、お3人ですね。武本さんお二人と吉野さん。順番はお任せしますので。はい。

◎武本（和）委員

私は防災、福島のことを考えると答えが出ているという感じがしてならないんです。そのなかで、せつかくの機会ですから言いたいことは、福島事故後、周辺の地域から非常に冷たい目で見られているという感じを持っています。

それはどういうことかいうと、柏崎刈羽は原発の恩恵を受けた地域で、しかも安全協定というんですか、それでその一定の発言権が東京電力に対して発言する権限がある地域。

それに対して今回の30km、あるいはその周辺みたいなところは、全く権限がない地域。一応、県のというか、県内の全市町村が東電と協定を結んだりなんかしていますが、立地地域とはかなり違う。一方的に、要するに事故時の負担だけを強いられる。それに対して地元は云々ということをおかれたときに、弁明の余地がないというか反論できないんですね。

そういうことから先ほど高橋さんだったかと思いますが、函館の裁判の話しが出ました。国として、少なくとも制度として30kmというふうにし示した以上、30km圏には一定の権限なり、どう言ったらいいんでしょうか、マイナスの仕事ばかりではなくて、何らかの権利を付与するような政策を取らない限り、立地地域と周辺地域との対立、軋轢みたいなのがだんだん大きくなるということを心配しています。

それで、そういう地域の同意が今後は必要になるんだろう、そういう制度を考えてもらいたいということ、せつかくの機会ですのでいっておきたいと思えます。以上です。

◎武本（昌）委員

はい、武本です。避難計画なんですけども、やはりそのなかなか話しを聞いてもイメージができないなというのが感想です。

5km圏内、5kmから30kmというところでもおそらく万が一事故が起きれば、避難する方はその線引き関係なしに避難するんだろうということになりますので、やはり、個人個人が、自分たち個人個人がどこにどう避難するのかしつかり考えていかないと、万が一の事故のときにはダメかなというふうに思いました。

そういったことから避難するようになって交通網の整備が重要でありますので、早急に8号線バイパスは全線開通を望みたいと、ちょっとここには関係ありませんけど、思います。

なにか遺跡が出てきて工事が止まっているんですけども、ぜひ早急に全線開通をお願いしたいと思います。以上です。

◎吉野委員

吉野でございます。足の怪我で2月、3月出席できなくて申し訳なく思っています。

今日の皆さんの意見を聞いて、その間にすごく皆さんの認識というか発言が深まってびっくりしています。私も遅れを取り戻してみんなと一緒に審議できるようになるよ

うにこの2、3ヶ月また頑張っただけカムバックしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎新野議長

一応予定の時間がオーバーしていますので、皆さんひと通りご発言いただきましたので、よろしいでしょうか。

これまた防災の話はそう単純ではないので、今日で終わるということではありませんので、まだ6月以降、市の動きを私どももついていきたいですし、国も県も同時に動いていってほしいですし、村も同じように動いていってほしいので、私どももそれにしたがって、時折また防災の意見交換をしたいと思います。

5月も若干、そういう意見がまだ残ったり、運営委員会でまた話し合っただけどこかにピンポイントで議論のポイントをもっていく、そのほうが良いというような考えがあればまた、順次そういうようなかたちで防災の一部を切り分けて皆さんと意見交換をするというようなやり方も取らせていただこうかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。今日も長時間でしたけれどもありがとうございます。

何ていうんですか、久しぶりでこの厳しい意見のようにも映りましたが本音が出たというか、私も思った以上に皆さん今日は本心をお話しているなというふうに思いますので、これは強い言葉のように映るかもしれませんが、ある意味本音ですのでこれをどういうふうに調整していくかというのをお仕事の方たちに私どもは本当に大きな期待を寄せていますので、ぜひまた持ち帰られてご検討をしていただきたいと思います。

この住民の側の現場感覚というのが、非常に中央には薄いように、まだまだ伝わりきれていないように思いますので、私どもは足をもって自分たちで近づくことはできないですから、オブザーバーの方たちが繋いでいただくことが一番手っ取り早いですし、本来そうあってほしいと願いますのでぜひよろしくお願いいたします。

では今日はこれで閉じさせていただきます。

◎事務局

それでは、長時間にわたりありがとうございました。次回の定例会であります、5月の14日水曜日になります。午後6時半から開催いたします。

運営委員さんには4月17日木曜日になりますが、午後6時半にお集まりいただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。

以上で第130回定例会を終了いたします。大変お疲れさまでございました。

以上で終了となります。